

2023年3月31日 全10頁

2023年度以降の 企業法務に関する主な制度改革予定

金融調査部 主任研究員 横山 淳
主任研究員 金本悠希
研究員 藤野大輝
研究員 矢田歌菜絵

[要約]

- 2023年度以降も様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうち企業法務に関連する主な動きをまとめ、特に重要だと考えられるものについて、簡単な解説を加えた。
- 2023年3月1日以降開催される上場会社等の株主総会について、株主総会資料の電子提供制度が強制適用されている（令和元年改正会社法）。また、6月15日には、産業競争力強化法のバーチャルオンリー総会の特例（定款変更なしに開催可能）が終了する。
- 2023年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書等からサステナビリティ情報などの開示が拡充される。また、2024年4月1日以降開始する四半期から、四半期報告書（第1・第3四半期）が廃止され、四半期決算短信に一本化されることが予定されている。
- 2023年6月1日に、不当な勧誘があったとして消費者からの契約取消権が認められるケースの追加や、免責の範囲が不明確な条項の無効を定めた改正消費者契約法が施行される。10月1日には、消費者団体訴訟制度（被害回復）（いわゆる日本版クラスアクション）の対象範囲に一定の慰謝料を追加することなどを内容とする、改正消費者裁判手続特例法が施行される。
- 2024年2月までに、経済安全保障推進法に基づき、基幹インフラ役務の安定的な提供を確保する制度が施行される。電力、通信、水道、金融等の基幹インフラ役務の安定供給のため、対象事業者が設備の導入等を行う際に政府の審査を受けることになる。

はじめに

2023年度以降も様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうち企業法務に関連する民法、会社法、金融商品取引法、産業競争力強化法、消費者契約法、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）、資金決済に関

する法律（資金決済法）、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）などをめぐる主な動きをまとめ、特に重要だと考えられるものについて、簡単な解説を加えた。なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

1. 2023年以降の制度改正（企業法務関連）

2023年以降に予定／予想（一部は施行済み）される主な制度改正のうち、企業法務に関連する事項を年表形式でまとめたものが次の図表である。

図表1 主な制度改正の見通し（企業法務関連）

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
2023年		
3月1日（以降開催される上場会社等の株主総会）	◇株主総会資料の電子提供（令和元年改正会社法）の上場会社等に対する強制適用開始	
3月31日	◇「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（改正開示府令）適用開始	
4月1日	◇改正民法等（所有者不明土地対策の主要部分）の施行 ◇一定の資金移動業者の口座への貸金支払（貸金のデジタル払い）の解禁	
4月27日	◇相続土地国庫帰属法（所有者不明土地対策関連）の施行	
～6月		◆令和5年金融商品取引法等改正 ・四半期開示の見直し関連 ・顧客本位の業務運営・金融リテラシー関連
6月1日	◇令和4年改正消費者契約法（消費者の取消権、不当条項の見直しなど）施行	
～6月9日	◇令和4年資金決済法等改正法（いわゆるステーブルコイン規制に関する法整備）施行	
6月15日	◇産業競争力強化法のパーチャルオンリー総会の特例期間の終了	
10月1日	◇令和4年改正消費者裁判手続特例法（対象となる事案の範囲の見直しなど）施行	

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
年内		◆公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方の検討（金融審議会）
2024年		
～2月	◇経済安全保障推進法（基幹インフラ役務の安定的な提供の確保）施行	
4月1日	◇改正民法等（所有者不明土地対策のうち相続登記の義務化）の施行 ◇令和5年金融商品取引法改正（四半期開示の見直し関連）の施行予定	
～5月	◇経済安全保障推進法（特許の非公開）施行	
春	◇第4次 FATF 対応（継続的顧客管理、取引モニタリングの共同システム）	
2025年		
3月？		◆東京証券取引所の市場再編に伴う経過措置の終了時期
～3月？		◆サステナビリティ基準委員会（SSBJ）がサステナビリティ情報開示に関する確定基準を公表
2026年		
～4月	◇改正民法等（所有者不明土地対策のうち住所等変更登記の義務化）の施行	

【凡例】

？・・・「予定」に関する公表、発言、報道などを踏まえた場合に想定される事項、時期

太字・・・「2. 事項解説」で取り上げている項目

～〇月・・・〇月まで

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 事項解説

(1) 株主総会資料の電子提供（令和元年改正会社法）

2019年12月に会社法の一部を改正する法律が成立した。主な内容は次の通りである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①株主総会資料の電子提供制度の創設 ②株主提案権の制限（提案することができる議案数） ③取締役の報酬等（報酬等の決定方針、株式報酬等）に関する手続の見直し |
|---|

- ④補償契約（会社補償）、役員等賠償責任保険契約（D&O 保険）に関する規定の整備
- ⑤社外取締役の設置義務
- ⑥業務執行の社外取締役への委託
- ⑦社債の管理（社債管理補助者制度の導入など）
- ⑧株式交付（自社株式等を対価とする TOB など）

これらのうち②～⑧については、2021年3月1日に施行されている。①については、2022年9月1日から施行された。

株主総会資料の電子提供制度とは、定款の定めにより、株主の個別の承諾を得なくても、株主総会参考書類、計算書類、事業報告などの電子提供を可能とする仕組みである。本制度創設前より株主総会資料の電子提供は可能であったが、株主の個別の承諾が必要であり、あまり広がらなかった。そこで米国の制度等を参考に本制度が創設された。株主総会資料の印刷や郵送に係る費用の削減によって、株主への早期の情報提供やその内容の拡充等が期待されている。

本制度を採用した場合、株主総会の日時・場所などを記載した招集通知を株主総会の日々の2週間前までに発送すれば、株主総会参考書類などはウェブサイト（URLの招集通知への記載が求められる）に掲載すればよい。ただし、株主への早期の情報提供の観点から、ウェブサイトへの掲載は株主総会の日々の3週間前の日、又は、招集通知発送日のいずれか早い日までに行うこととされ、実質的に株主総会資料の提供期日は1週間の前倒しとなる。

なお、本制度の採用には、定款変更が必要であるが、上場会社等は施行日（2022年9月1日）を効力発生日とする定款変更決議をしたものとみなされ、実質的に強制適用される。2023年3月1日以降に開催される（上場会社等の）株主総会から適用されている。

（主な関連レポート）

横山淳「[会社法改正法、成立](#)」（2019年12月12日大和総研レポート）

矢田歌菜絵「[株主総会資料の電子提供制度開始①（改訂版）](#)」（2023年2月7日大和総研レポート）

矢田歌菜絵「[株主総会資料の電子提供制度適用開始②](#)」（2023年1月4日大和総研レポート）

（2）産業競争力強化法のバーチャルオンリー株主総会（特例期間）

バーチャルオンリー株主総会は、物理的な会場を設けず、株主や取締役がインターネット等を通じて出席する形態の株主総会である。遠方の株主でも出席しやすい、物理的な会場の確保が不要のため運営コストの低減を図れる、出席者が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図れるといったメリットがある。わが国においても、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、バーチャルオンリー総会に関する関心が高まっていた。

バーチャルオンリー株主総会の開催は、会社法の下では難しいと解されているが、2021年6月の産業競争力強化法の改正（2021年6月16日施行）により可能になった。

同法の改正により、上場会社は、経済産業大臣と法務大臣の確認を受けた場合に限り、株主総

会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができ、この定款の定めがあればバーチャルオンリー株主総会を開催できる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、上記の確認を受けた上場会社については、上記の定款の定めがあるとみなすことができる特例が定められた。特例期間中は、確認を受ければ、定款変更の株主総会決議を経ることなく、バーチャルオンリー株主総会の開催が可能となる。この特例は施行日から2年間に限られており、2023年6月15日に終了する。

(主な関連レポート)

小林章子「『バーチャルオンリー株主総会』が創設〔前〕」(2021年8月24日大和総研レポート)

小林章子「『バーチャルオンリー株主総会』が創設〔後〕」(2021年8月27日大和総研レポート)

(3) 改正開示府令の適用（サステナビリティ開示など）

2023年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（改正開示府令）が公布・施行された。これは、企業のサステナビリティに関する取り組みやそれに対する投資家の関心の高まりなどを受け、有価証券報告書における情報開示を拡充するものである。主な内容は次の通り。

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の欄を新設し、サステナビリティに関する「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」を記載（後者二つについては重要なものについて記載）
- 人的資本に関して、上記の「戦略」として人材育成方針、社内環境整備方針を記載、「指標及び目標」として当該方針に関する指標、目標、実績を記載
- 「従業員の状況」において、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差を記載（ただし、女性活躍推進法、育児・介護休業法の規定による公表をしない場合は省略可）
- 「コーポレート・ガバナンスの概要」において、以下を記載
 - ・取締役会、各委員会の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）
 - ・内部監査の実効性を確保するための取組（デュアルレポーティングラインの有無を含む）
 - ・政策保有株式の保有目的が、営業上の取引や業務提携等である場合、当該事項の説明

改正開示府令は2023年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される（早期適用可）。

なお、改正開示府令によって有価証券報告書でのサステナビリティ情報の開示が拡充されるが、将来的にはさらなる開示拡充が見込まれる。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が国際的なベースラインとなるサステナビリティ情報開示基準の策定を行っているが、国内でもサステナビリティ基準委員会（SSBJ）がISSBの基準を踏まえ、日本版のサステナビリティ情報開示基準を策定することが想定されている。日本版の基準は2024年度中に確定し、確定基

準公表後に開始する事業年度からの早期適用が可能と考えられている。

(主な関連レポート)

藤野大輝「[開示府令の改正が公布・施行](#)」(2023年2月7日大和総研レポート)

藤野大輝、矢田歌葉絵、大和敦「[政策保有株式の開示状況と今後の対応](#)」(2023年1月31日大和総研レポート)

(4) 令和5年金融商品取引法等改正①(四半期開示の見直し)

わが国では、上場会社などの四半期開示として「四半期決算短信」と「四半期報告書」が提出されている。これらについて、岸田首相が四半期開示の見直しについてかねて関心を示しており、海外状況も踏まえながら、四半期開示のあり方について検討が行われてきた。

検討は、金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて行われ、2022年6月13日、12月27日にそれぞれ検討結果をとりまとめた報告が公表された。6月の報告においては、四半期決算短信と四半期報告書の内容面での重複への指摘などを踏まえ、上場企業についての法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」するという方向性が示され、12月の報告で「一本化」に向けての具体化の内容が下記の通り示された。

- 当面は、四半期決算短信を一律に義務付ける
- 原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等)について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進める
- 四半期決算短信については監査人によるレビューを一律には義務付けない(レビューの有無を四半期決算短信において開示)
- 取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していく
- 第2四半期報告書を金融商品取引法上の半期報告書として提出(現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め、提出期限を決算後45日以内とする)

四半期開示の見直しに関しては、2023年の通常国会に関連法案(金融商品取引法等の一部を改正する法律案)が提出されている。法案では、四半期開示の見直しに係る規定は、2024年4月1日に施行されることが予定されている(経過措置あり)。

(主な関連レポート)

藤野大輝「[四半期開示の見直しの内容が明確に](#)」(2022年12月21日大和総研レポート)

藤野大輝「[2024年度から四半期報告書が廃止へ](#)」(2023年3月29日大和総研レポート)

横山淳「[令和5年金商法等改正法案の概要](#)」(2023年3月30日大和総研レポート)

(5) 令和4年消費者契約法・消費者裁判手続特例法改正

高齢化社会の進展や、オンライン取引の拡大など、昨今、消費者や消費者契約をめぐる環境が大きく変化している中、これに対応する消費者保護法制の見直しが必要とされている。

これを受けて、消費者被害の防止・救済の強化のため、2022年5月25日に成立した「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」により、次のような見直しが行われた。

【消費者契約法】

- 不当な勧誘があったとして消費者からの契約取消権が認められるケースの追加（例えば、勧誘することを告げずに、退去困難な場所へ同行し勧誘）
- 解約料の説明の努力義務
- 免責の範囲が不明確な条項の無効（例えば、「法令に反しない限り、〇万円を上限として賠償」）
- 事業者の努力義務の拡充

【消費者裁判手続特例法】

- 消費者団体訴訟制度（被害回復）（いわゆる日本版クラスアクション）の対象範囲の拡大（一定の慰謝料を追加など）
- 同制度における和解の早期柔軟化
- 消費者に対する情報提供方法の充実
- 特定適格消費者団体を支援する法人を認定する制度の導入

消費者契約法の改正は、2023年6月1日から、消費者裁判手続特例法の改正は、同年10月1日から施行予定である。

（主な関連レポート）

横山淳「[消費者裁判手続特例法、2016年10月1日施行](#)」（2016年1月13日大和総研レポート）…改正前の制度の解説

(6) 令和5年金融商品取引法等改正②（顧客本位の業務運営・金融リテラシー関連）

政府は、経済成長の成果の家計への還元の促進、家計の安定的な資産形成の実現に向けた、利用者の利便性向上とその保護のための施策として、金融事業者における顧客本位の業務運営の促進・徹底を図ろうとしている。これを踏まえて、2023年の通常国会（第211回国会）に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」には、四半期開示の見直し（前記(4)）に加えて、例えば、次の改正が盛り込まれている。

- 最善利益義務を広く金融事業者一般に共通する義務として定める
- 顧客属性に応じた説明義務の法定（実質的説明義務のルール化）
- 顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用
- 「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」策定
- 金融経済教育推進機構の創設

これらは、2022年12月9日の金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告、同年12月21日の金融審議会市場制度ワーキング・グループが第二次中間整理などを受けたものである。

本節に関する主要項目の施行は、原則、公布日から起算して1年以内の政令指定日が予定されている。

（主な関連レポート）

横山淳・森駿介・斎藤航・矢田歌菜絵「[顧客本位タスクフォースの中間報告](#)」（2022年12月14日大和総研レポート）

横山淳「[顧客本位タスクフォース中間報告 最善利益義務の制定](#)」（2022年12月20日大和総研レポート）

森駿介・斎藤航「[新たなアドバイザー認定制度と金融リテラシー向上を巡る議論](#)」（2022年12月20日大和総研レポート）

金本悠希「[金融審議会市場制度WGの第二次中間整理](#)」（2022年12月23日大和総研レポート）

矢田歌菜絵「[顧客本位タスクフォース中間報告 利益相反と手数料等についての情報提供は義務化へ](#)」（2023年1月26日大和総研レポート）

矢田歌菜絵「[顧客本位タスクフォース中間報告 顧客への情報提供のデジタル化は加速へ](#)」（2023年2月24日大和総研レポート）

横山淳「[令和5年金商法等改正法案の概要](#)」（2023年3月30日大和総研レポート）

(7) いわゆるステーブルコイン規制の法整備（令和4年資金決済法等改正）

いわゆるステーブルコインとは、一般に、法定通貨など特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術等を用いるものと説明される¹。2019年6月に公表されたFacebook社（当時）を中心としたリブラ構想を契機として、世界的に注目された。他方、利用者保護、AML/CFTへの対応など、課題も多く指摘された。

利用者保護を図りつつ、金融のデジタル化やイノベーションの促進を進める観点から、2022年6月3日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（資金決済法等改正法）により、わが国におけるステーブルコイン規制の法整備が行われた。そのポイントは以下の通りである。

- いわゆるステーブルコインのうちデジタルマネーに類似するものを「電子決済手段」と定義する。
- 電子決済手段の売買等、いわゆるウォレットの提供などを業として行うことを「電子決済手

¹ 「金融審議会 資金決済ワーキング・グループ 報告」（2022年1月11日）p.16など参照。

段等取引業」と定め、登録制とする（電子決済手段等取引業者）。

- 電子決済手段等取引業者に対して、利用者保護のための規制（情報の安全管理、利用者への情報提供、分別管理など）を課す。
- いわゆるステーブルコインのうち銀行等の預金のスキームを用いるものを仲介する業者を「電子決済等取扱業者」と定め、登録制とする。
- 電子決済等取扱業者に対して、顧客保護のための規制（顧客に対する説明、顧客情報の適切な取扱い・安全管理、誠実義務など）を課す。
- 電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者を犯収法の適用対象とし、本人確認等を義務付ける。

そのほか、いわゆるマネーロンダリング及びテロ資金供与防止（AML/CFT）対応などの観点から、銀行等による取引モニタリング等の共同化に関する制度整備、高額なチャージや移転が可能な前払式支払手段（高額電子移転可能型前払式支払手段）に対する「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）の適用なども盛り込まれている。

公布日（2022年6月10日）から起算して1年以内の政令指定日の施行予定である。

（主な関連レポート）

鈴木利光「[暗号資産規制、EU法案](#)」（2021年3月23日大和総研レポート）

横山淳「[ステーブルコイン、AML、前払式支払手段に関する資金決済法等改正法案](#)」（2022年5月12日大和総研レポート）

（8）経済安全保障推進法

近年、国際情勢が複雑化し、社会経済構造が変化していること等を踏まえ、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設するため、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）が2022年5月11日に制定された（同年5月18日公布）。

経済安全保障推進法により、以下の4つの制度が創設された。

- ①重要物資の安定的な供給の確保
- ②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
- ③先端的な重要技術の開発支援
- ④特許の非公開

このうち、①重要物資の安定的な供給の確保は、国民の生存や経済活動に重要な物資の安定供給の確保のため、事業者への金融支援のほか、政府による備蓄等を実施するものである。重要物資として、半導体、レアアース、蓄電池、医薬品等が指定されている。この制度は2022年8月

1日に施行された（重要物資の指定は2022年12月23日）。

次に、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保は、基幹インフラサービスの安定供給のため、設備導入等の際に政府が審査を行い、サイバーセキュリティを確保するものである。基幹インフラサービスとして、電力、通信、水道、ガス、物流、金融サービス等が該当する。本制度は2024年2月17日までに施行される予定である。

続いて、③先端的な重要技術の開発支援は、先端的な重要技術の研究開発の促進と成果の活用のため、資金支援や調査研究業務の委託等を実施するものである。先端的な重要技術として、宇宙、海洋、量子、AI等が想定されている。この制度は2022年8月1日に施行された。

最後に、④特許の非公開は、安全保障上機微な発明の特許出願について、情報の公開や流出を防止するものである。対象として、核技術や武器開発技術が想定されている。本制度は2024年5月17日までに施行される予定である。

なお、経済安全保障推進法については、安全保障上重要な情報にアクセスする権限のある者（政府職員・民間人）を限定する制度である「セキュリティ・クリアランス」を整備するため、改正が検討されている模様である。本制度を持たない日本との共同研究では機密情報が漏れる可能性が警戒され、先端技術に関わる国際共同研究に日本企業が参加できなくなる恐れが指摘されていることが背景にある。

（主な関連レポート）

金本悠希「[経済安全保障推進法で金融機関に求められる対応](#)」『大和総研調査季報』2022年秋季号（Vol. 48）、pp. 28-39

（以上）